

事 務 連 絡
令和6年12月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課事業班長

未認証工場対策チラシについて（周知）

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

令和6年10月1日よりOBD検査が開始されたことに伴い、適正な事業運営にあたっては事業者におけるID等の管理が重要となります。

国の認証を受けていない整備工場（いわゆる「未認証工場」）がOBD検査システムのID等を使用した場合には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に基づく罰則が適用される可能性があり、これを幫助した者についても同様となります。また、ID等を他者に使用させた場合、その認証工場のID等は剥奪されます。

適正な運用を推進するため、別添のチラシを作成いたしましたので、その内容について了知いただくとともに、貴会傘下会員に対して周知していただきますよう、ご協力方よろしくお願い致します。

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査利用システムのIDを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。

※ IDを他者に使用させた場合、その認証工場のIDは剥奪されます。